

第2編

第7章

申請取り下げ・再度申請

令和7年8月公開版

目 次

第7章 申請取り下げ・再度申請

1. 申請取り下げ・再度申請について.....	1
2. 取り下げ.....	1
(1) システムログイン.....	1
(2) 取り下げ方法.....	4
3. 取り下げ後の再度の申請について.....	8

1. 申請取り下げ・再度申請について

このマニュアルでは、「入札参加資格申請システムで誤った内容等で申請を行ってしまった場合の取り下げ方法」と「取り下げ申請を行った後に再度申請する場合の方法」について説明します。

2. 取り下げ

申請の取り下げは、必ず、**申請書類の送付（提出）前**に行ってください。

なお、申請を取り下げた後で、取り下げた申請書情報を使用して再び申請することができます。

注 意

書類を**送付（提出）**後に、やむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、

千葉県電子自治体共同運営協議会 サポートデスク（平日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く））

電話：043-441-5551

に、必ず連絡を行ってください。

(1) システムログイン

- ① 《ちば電子調達システム》画面を表示し、【システム入口】ボタンをクリックします。

ちば電子調達システム

ちば電子調達システム

ASP SaaS クラウド

はじめにお読みください。

ちば電子調達システムは、千葉県及び県内の市町村等（各団体）の電子入札、入札情報（入札結果・契約結果等）の提供、各団体への入札参加資格申請を行うためのシステムです。

メンテナンス情報	最新10件を表示（全1件）	一覧を表示	最終更新日時
7月メンテナンスによるシステム停止			H29.03.08 13:50
ページの先頭へ▲			

お知らせ (共通)	最新10件を表示（全9件）	一覧を表示	最終更新日時
平成30・31年度入札参加資格審査申請(当初申請)の受付期間について			H29.06.19 15:00
【重要】平成29年5月2日から添付書類の取り扱いが変わります			H29.04.05 13:14
平成28・29年度名簿に関する入札参加資格審査申請の受付について			H29.04.04 09:32
【重要】パスワードの有効期限と更新方法について			H29.04.04 09:31
ちば電子調達システム動作環境について			H29.04.04 09:31
電子入札システムにおけるICカード利用者登録について			H29.04.04 09:30
ちば電子調達システム 利用前の端末設定について			H29.04.04 09:30
法人番号の表示について			H28.10.24 13:20
建設業法の一部改正(解体工事業追加)に係る取扱いについて			H28.06.23 13:51
ページの先頭へ▲			

お知らせ (各団体)	最新10件を表示（全10件）	一覧を表示	最終更新日時
------------	----------------	-------	--------

システム関連メニュー

- 利用規約、入札参加資格申請マニュアル（様式含む）
- 電子入札用マニュアル（ICカード設定含む）

申請の流れ

よくある質問

- ② 《ちば電子調達システム》画面の《システムメニュー》で【入札参加資格申請システム】ボタンをクリックします。

ちば電子調達システム

システム起動

システム起動

これらのシステムは誰もが利用できます。

システム	利用時間	説明
 入札情報サービスへ	0:00-24:00	入札公告や入札結果の公開を行います。 設計図書の間覧もこちらから。 (システムの操作方法に関するマニュアルはこちらをご覧ください。)

[ページの先頭へ▲](#)

システム起動

起動したいシステムのボタンをクリックしてください。システムの利用には利用者番号やICカードが必要になります。

システム	利用時間	説明
 電子入札システムへ	8:00-24:00	入札を執行するシステムです。 (システムの設定、操作方法に関するマニュアルはこちらをご覧ください。)
 電子入札システム 利用者登録へ	8:00-24:00	ICカードの登録、更新はこちらから。 (システムの設定、操作方法に関するマニュアルはこちらをご覧ください。)
 入札参加資格申請システムへ	8:00-24:00	各団体への入札参加資格申請を行うシステムです。 初めて使用される場合は、まず「システム利用申請」を行ってください。 (入札参加資格申請の手引き、システムの操作方法に関するマニュアルはこちらをご覧ください。)

[ページの先頭へ▲](#)

③ 《入札参加資格申請システム》のログイン画面が表示されます。

Step 1 《利用者番号》と《パスワード》を入力します。

Step 2 【ログイン】ボタンをクリックします。



(2) 取り下げ方法

※ここでは、「当初申請」で業種が「工事」の場合を例にして説明します。

他の申請業種も同様の操作です。

- ① 入札参加資格申請システムにログインすると《提供サービス一覧》画面が表示されます。取り下げたい申請種別の業種の審査状況欄の【確認】ボタンをクリックしてください。

入札参加資格申請システム - Internet Explorer

所属：第一営業部
氏名：工事〇〇1テスト業者申請者

申請を行う (提供サービス一覧) | 状況確認 / 補正 | 申請者情報 | ログアウト

提供サービス一覧

マニュアル・様式 | よくある質問 | 令和元年07月31日 12時42分

令和02~03年度 当初申請 **非表示**

◆当初申請期間中は、各業種への申請は一度しか行えません。申請の提出後に団体の追加を申請することはできませんので、一度の申請で全団体への申請を漏れなく行うようご注意ください。また工事・物品など複数業種の申請を行う場合は、全業種の申請書を1つの封筒にまとめて提出してください。

業種	申請期間	申請	入力状況	審査状況
工事	令和元年09月17日~令和元年11月15日		印刷可	確認
測量等	令和元年09月17日~令和元年11月15日		印刷可	確認
物品	令和元年09月17日~令和元年11月15日		印刷可	確認
委託	令和元年09月17日~令和元年11月15日		印刷可	確認

平成30~31年度 随時申請(新規) **表示**

◆新たに入札参加資格申請を行う場合はこちらの申請を行ってください。

平成30~31年度 随時申請(団体追加) **表示**

◆新たに申請先団体を追加する場合はこちら。

平成30~31年度 随時申請(業種追加) **表示**

◆希望業種追加の申請を行う場合はこちら。(工事・測量等のみ)

平成30~31年度 変更申請 **表示**

◆申請内容の変更および、物品・委託の業種追加・取消を申請する場合はこちら。

平成30~31年度 取消申請(業種取消) **表示**

◆希望業種の取消を申請する場合はこちら。(工事・測量等のみ)

平成30~31年度 取消申請(全部取消) **表示**

▲入札参加資格の取り下げ(全業種)を申請する場合はこちら

この《提供サービス一覧》画面の審査状況欄の【確認】ボタンをクリックします。

- ③ 《取下げ登録確認》画面が表示されます。
メッセージを確認し、【実行】ボタンをクリックします。

入札参加資格申請システム - Internet Explorer

所属：第一営業部
氏名：工事〇〇1テスト業者申請者

申請を行う
(提供サービス一覧)

状況確認/補正

申請者情報

ログアウト

入札参加資格申請システム

取下げ登録確認

マニュアル/様式

よくある質問

令和元年07月31日 12時43分

以下の申請情報の取下げを行います。
取下げ対象が正しい場合は【実行】ボタンを押してください。
なお、取り下げた申請書は保存されるため、再利用が可能となります。

申請書情報	
受付情報	20190731 M1 2000000592
申請書名	R02~03年度 当初申請 物品
商号又は名称	工事〇〇1テスト業者(株)
申請日時	2019年07月31日 09時49分06秒

 申請の取り下げは、原則として、申請書類の提出又は郵送前に行ってください。
添付書類を提出又は郵送後に、やむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、千葉県電子自治体共同運営協議会 サポートデスク (043-441-5551) に、必ず連絡を行ってください。
なお、連絡がない場合は、取り下げとされない場合があります。ご注意ください。

戻る

実行



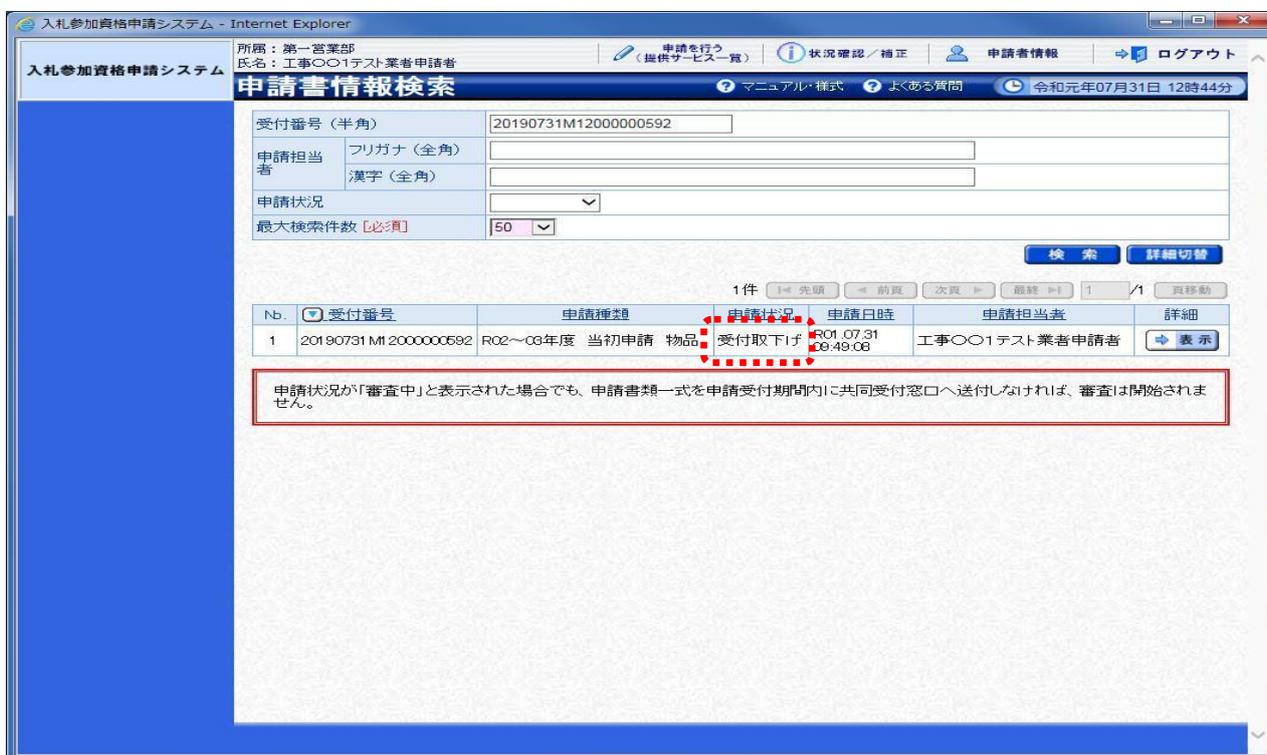
注意

- ・取り下げした申請に係る申請書類を使用することはできません。再申請した後に印刷した申請書類を使用してください。
- ・添付書類を送付(提出)後に、やむを得ない理由により申請を取り下げる場合は、千葉県電子自治体共同運営協議会 サポートデスク (平日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)) (TEL: 043-441-5551) に、必ず連絡を行ってください。

- ④ 《結果表示》画面が表示されます。
 【OK】ボタンをクリックし、処理を終了します。



- ⑤ 《申請書情報検索》画面が表示されます。
 《申請状況》が「受付取下げ」になっていることを確認してください。
 取り下げた後に、再度の申請を行う場合は次ページ以降をご覧ください。



ワンポイント

- 取下げた後に、再度の申請を行う場合は次ページ以降をご覧ください。
ただし、申請期間終了後に、再度の申請を行うことはできません。

3. 取り下げ後の再度の申請について

申請を取り下げた後に、取り下げた申請書情報を使用して再び申請することができます。
ただし、申請期間終了後に、再度の申請を行うことはできません。

- ① 取り下げした申請書情報がある場合、「入札参加資格申請システム」にログインした後の《提供サービス一覧》画面内の各業種の「申請する」ボタンの右側の入力状況欄に「取り下げ済み保存中」が表示されます。

「申請する」ボタンをクリックしてください。

業種	申請期間	申請	入力状況	審査状況
工事	令和元年09月17日～令和元年11月15日		印刷可	確認
測量等	令和元年09月17日～令和元年11月15日		印刷可	確認
物品	令和元年09月17日～令和元年11月15日	申請する	取り下げ済み保存中	確認
委託	令和元年09月17日～令和元年11月15日		印刷可	確認

令和02～03年度 当初申請 **非表示**
◆当初申請期間中は、各業種への申請は一度しか行えません。申請の提出後に団体の追加を申請することはできませんので、一度の申請で全団体への申請を漏れなく行うようご注意ください。また工事・物品など複数業種の申請を行う場合は、全業種の申請書を1つの封筒にまとめて提出してください。

平成30～31年度 随時申請(新規) **表示**
◆新たに入札参加資格申請を行う場合はこちらの申請を行ってください。

平成30～31年度 随時申請(団体追加) **表示**
◆新たに申請先団体を追加する場合はこちら。

平成30～31年度 随時申請(業種追加) **表示**
◆希望業種追加の申請を行う場合はこちら。(工事・測量等のみ)

平成30～31年度 変更申請 **表示**
◆申請内容の変更および、物品・委託の業種追加・取消を申請する場合はこちら。

平成30～31年度 取消申請(業種取消) **表示**
◆希望業種の取消を申請する場合はこちら。(工事・測量等のみ)

平成30～31年度 取消申請(全部取消) **表示**
◆入札参加資格の取消(名簿からの削除)を申請する場合はこちら。

② 《保存情報読み込み確認》画面が表示されます。

取り下げを行った申請書情報を使用する場合は「はい」ボタンを、使用しない場合は「いいえ」ボタンをクリックしてください。「はい」をクリックした場合、取り下げした申請書情報の内容を反映させた状態で申請を行うことができます。

その後の申請処理は、各申請マニュアルをご覧ください。

The screenshot shows a web browser window titled '入札参加資格申請システム - Internet Explorer'. The page header includes '入札参加資格申請システム' and user information: '所属: 第一営業部' and '氏名: 工事〇〇1テスト業者申請者'. There are navigation links for '申請を行う (提供サービス一覧)', '状況確認 / 修正', '申請者情報', and 'ログアウト'. The main content area is titled '保存情報読み込み確認' and contains the following text:

取り下げ済の申請書が保存されています。
以下の保存データを利用して、申請入力を再開します。
よろしければ【はい】を押してください。
保存されたデータを使わずに、申請を始めから行うときは【いいえ】を押してください。

保存データ	
申請書名	R02~03年度 当初申請 物品
氏名	工事〇〇1テスト業者申請者
保存日時	令和元年07月31日 12時43分57秒

Below the table is a warning box with a yellow triangle icon containing an exclamation mark. The text inside the box reads: '取り下げ後の申請は、新たな申請として取扱いますので、受付番号が異なります。取り下げした申請に係る申請書類は破棄いただき、再申請した後に印刷した申請書類を使用してください。'

At the bottom of the page, there are three buttons: '戻る' (Back), 'はい' (Yes), and 'いいえ' (No). The 'はい' and 'いいえ' buttons are highlighted with a red box.



注意

- ・取り下げ後の申請は、新たな申請として取扱いますので、受付番号が異なります。
- ・取り下げした申請に係る申請書類を使用することはできません。再申請した後に印刷した申請書類を使用してください。